

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

1 日時 平成29年2月8日（水）11:24～11:55

2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室

3 出席

<WG委員>

委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

<関係省庁>

根岸 功 法務省入国管理局総務課企画室長

久知良 俊二 厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課長

<事務局>

塩見 英之 内閣府地方創生推進事務局参事官

竹内 重貴 内閣府地方創生推進事務局企画調整官

（議事次第）

1 開会

2 議事 クールジャパン・インバウンド外国人材の受入れ・就労促進

3 閉会

○塩見参事官 それでは、本日の国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを始めさせていただきます。本日は「クールジャパン・インバウンド外国人材の受入れ・就労促進」についてということで、前回このワーキンググループヒアリングの場で、こちらの方から新しい制度の枠組みの案について御提案させていただき、その後、法務省からこれに対する御意見、そして、こちらの方からさらにそれに対する回答をさせていただいております。今日は、その内閣府側からの回答に対して、さらに法務省からの御意見をいただいておりますので、それについて御説明いただき、また議論を進めていただきたいと思います。

それでは、原先生、よろしく願いいたします。

○原委員 どうでしょうか。いただいたものは大体一通り拝見しました。

○根岸室長 一旦御説明をした方がいいですか。

○原委員 案1のところは、これは引き続き検討いただいたらいいのではないかと思います。とりあえず案2から行きましょうか。

○根岸室長 御説明とともに、この中での我々の懸念点、あるいは疑問点もあるので、これから建設的な議論をするためにも確認をできればと思います。

まず、一つ目の○のところ、これはあえてお聞きさせていただいたのは、条文の構造上はこのとおりなのだと思うのです。ただ、何かお話をしていたりすると、現行の在留資格の範囲は形上いじらないのだけれども、実際に受入れ幅は変わらない中で、超えなければいけないハードルとして定めている上陸基準を置き換えるという構成なのですが、そのハードルを越えたら、その後が大きく広がっているようなことを考えられているような印象があったので、あえて細かく見させていただいたもので、ここは変更がないということで理解をしています。

その上で、問題は多分次の「○」のところ、上陸基準として政令で具体的にどういうことを定めようとしているのかということの中で、御回答を見ますと、大きく二つある。事業計画の確実性ということと試験、あるいは資格ということなのですが、これはオアなのかアンドなのかということ、アンドであれば、別に加えて見ていただける分には、我々はより安心だということだと思えるのですけれども、従来我々が主張してきたのは、今大卒とか経験何年という基準で定めているのは、その在留資格で求めているような活動、認められるような活動を行うためには、普通このぐらいの技術なり知識だったり技能を持っているでしょうと。それを客観的に評価するに当たって学歴だったり経験だったり、そのようなもので見ている。

ただ、それをより実質的に、我々も例えば、経験が思ったよりも短くてもすごい能力の人がいるであろうこととか、経験が長くてもそれほどでもない人もいるかもしれないということぐらいは分かるのですが、それを客観的に入管で評価ができないので、客観基準として、年数だったり学歴を定めている。より実質、中身を見る試験制度みたいなものができるのであれば、それは代替措置で可能ですと従来申し上げていることなので、それはあり得ると思っているのですけれども、事業計画を地方公共団体の長が確認するというのは、おそらく創業人材の例から引かれたのではないかと思うのです。事務局と若干やりとりをさせていただいて、そういうことだと思っているのですが、創業人材でやった事業計画の確認とか確実性を確認してもらおうという論理は、元々「経営・管理」の在留資格では、事業規模ですとか事業所の要件を定めています。それはやはり「経営・管理」の活動を実際に行えるというところを見るための基準なので、それはまだできていないけれども、実際にこの人は入国すればすぐできるよというところが本当に、そこを地方公共団体が代わりに確認してくれるということで、まず、許可を短い期間、半年間して、本当にできるかを見ましょうと。

今回の「技術・人文知識・国際業務」だったり「技能」の基準を置換えるのだとすると、これは必要な技術・知識のレベル、あるいは技能の水準を持っているかというところを見る基準を置き換えるので、確実性という観点は別なのではないかと思っています。そこも加えて見てくれるということであれば、より安心であるし、我々の審査が楽になるというか迅速になるという面はあると思うので、やっていただくことは否定していませんが、両方なのかどちらもなのか、どちらかを選べるみたいなことだと、その事業計画というの

はちょっと違うのではないかと考えています。

一つ、これは原委員にお聞きするのがいいのか、事務局にお聞きした方が良かったのかもしれないですけども、資格・試験を求めるとした場合に、政令で定める基準を今回されようとしているので、政令で具体的な試験とか資格を定めるのかどうか。そこまではちゃんと定めるということなのか、ここで何らかの資格試験に置き換えられますよということだけを政令で定めて、具体的に何かというのはどこかに投げられてしまうのだと、またその何なのかという検討をしないといけないなと思っていて、そこは確認をしておきたいと思っています。

○原委員 今の二つ目の「○」のところ、まず、業務実施計画との関係のところ。私の理解は、自治体の首長が、こいつはいいですよと言ったら、それだけでオーケーみたいな、そんな話ではないでしょうと。一定の技能・技術を有している、必要な技能・技術を有していることを前提に、それを認定するというのが前提になるのだと思っています。なので、書き方としてどういう整理をしているのか、事務局で補足をいただけたらと思います。単に実施計画でオーケーと言えればいいですよではなくて、何らかの試験があったりとか、技能・技術の認定があるという理解でよろしいのですか。

○竹内企画調整官 それで結構です。

○根岸室長 この二つ書かれているのは、アンドというか、かつという意味ですか。

○竹内企画調整官 両方です。計画を出していただいて、実際にどんなものなのかというのは、資格なり試験で実証していただくというか、ちゃんと示していただく。

○根岸室長 分かりました。

○原委員 あと、二つ目の試験を政令で書き切るのかどうか、それはこれまではどうなっているのですか。

○竹内企画調整官 これまで議論はしておりませんが、政令の中で試験を書き切るというよりは、念頭にありますのは、例えば、省令であるとか告示に落として、これこれ試験と。例えば、情報処理などは上陸基準省令の中で情報処理に関する試験みたいな書き方になっていて、具体の試験名までは書いていないので、どこまでを個別具体の試験と言うかによりますけれども、情報処理に関する試験みたいなものを個別とおっしゃるのであれば、そういう工夫はあるかもしれませんが。ただ、英語検定みたいな書き方をしろということであれば、それは政令に書くには馴染まないかなと考えています。

○根岸室長 私がお聞きしている知識はまさに、情報処理に関する試験みたいなことを政令で定めるつもりなのかどうかということで、例えば、「技術・人文知識・国際業務」は元々幅の広い在留資格で、それについて、そこで定めている一般的な大卒または経験10年というものについて、特区においては何らかの資格試験で置き換えられますよというだけの政令だと、それはクールジャパン・インバウンドについてぐらいは係るのかもしれません。それは当然係るのでしょうけれども、そのくらい広いままだと、それは広過ぎるのだろうかと思うっていて、それがクールジャパン・インバウンドの中でも政令でここは準備が

できてきたので、関係者合意の上で、これこれに関する試験と言って、具体的な試験名は下に落とすかどうかというのは技術的にあり得ることだと思いますけれども、クールジャパン・インバウンドというぐらいの限定しかならないものなのかというのが、その後にも出てくる業所管との関わりですとか、具体的にどこを置換えるのかという検討の塾度はそれぞれ違うと思うので、そういうものをどこまで書けるかというところに影響するかと思っ
ていまして、確認をした次第です。

○原委員 これは多分どういう試験になるのかということ自体が、クールジャパンについての試験などというものが一般にあるわけではもちろんなくて、個別具体的なニーズに応じて、その必要な技能・知識を持っているかどうかをどう認定するのが適切かということだと思いのです。だから、多分書き切れないのではないかな。

○竹内企画調整官 おっしゃるとおり、書き切れないと思います。

あと、政令で何か入口を作る必要がある。例えば、省令であるとか、告示であるとかいうレベルで具体の試験とかを連ねていく。逆に、実際にどんな試験が、新たに追加するかやはりこれはやめておくとか、そういったものは政令をいちいち変えないといけなくなると、それはかなり手間になりますので、そこはなるべく下の方に。

ちなみに、スケジュール感から申し上げれば、上陸基準政令も今後3カ月施行だと例年並みに仮置きしまして、そのときに政令も省令も告示も全部フルセットで揃えて施行を迎えることになりますので、どこのレベルに置くのかというのは、言ってみれば一体的な議論で、施行のときまでに、まずはこの試験だという第一弾が出る。その意味においては政令、あるいは症例、告示、どこかのレベルでは特定される。

○根岸室長 具体的な試験名という話とどの分野か、少しそこは違う気がしていて、例えば、今の情報処理にしても、あるいはスキーインストラクターにしても、省令でこの分野のものだということは分かるように書いておいて、本当の試験名とかは例えば、スキーインストラクター、この前やったもので具体的にISIAカードというものを対象にしたのですけれども、そのカードの他に同じぐらいのレベルのものがもう一個できたとか、あるいはあるのが分かったということであれば、それは告示で対応できるようになっています。

ただ、例えば、それがスキーインストラクターではなくて別のスポーツのインストラクターも加わりますというときには、省令ごと変えなければいけなくなりますね。

○原委員 何の試験なのかを明確にしろということですね。

○根岸室長 それを本当に対象にするか分かりませんが、例えば、今経済産業省で検討しているファッションデザインのもものが対象になるとして、ファッションデザインのこういう試験ですというのは書いておくけれども、具体的な試験を今構築中なので、正式な試験名称はまだ決まっていません。それは後で何らかの下位法令でということはあるのだらうと思います。

○原委員 それは、クールジャパン・インバウンド対応に関わる分野の試験ということでよろしいのですか。

○根岸室長 それがどこの分野かが、結局、まさにそれで分野を特定しているか、特定していないか論の1の話になってしまうのだと思うのですけれども、それはあまりにも広過ぎると思います。

○原委員 そこから踏み込むことはないでしょう。在留資格の案1の議論に関して、その分野がもう少し、それだと中々非限定的ではないかという議論があることは分かりますけれども、別に試験の内容に関して必要な技能をどうやって認定するのかということについて、今回、私たちがやろうとしているのはクールジャパンとかインバウンドの対応のために必要な技能があるかどうかということを確認したいということですから、十分にその範囲が確定されている。

あとは、具体的にその中でどういう試験があるのかは、下のレベルで決めていったらよろしいのではないですか。

○根岸室長 それは誰がどう決めるか今は分からない状態なのですね。何とかまとめる方向があり得るのかなと思って申し上げているのですけれども、政令で、ある程度書き切るという言い方はよくないかもしれません。全部書けるはずはないと思いますけれども、政令である程度定めるのだとすると、少なくとも政令ですから、関係者が合意しないとイケないわけですね。業所管があるかないか論はやや意見が違ふところかもしれませんが、我々はやはり業所管のところきちんと責任を持ってもらわなければいけないと思っていて、そこを下位で定めるときに、そんなところはやめてくれよとか、そのレベルが同じかどうかなんて私たちに判断できないよと言われてしまうような分野でも定められ得る状態は避けたいということがあって、業所管も含めてしっかり関係者が合意しないと、特例は実際に発動されないのだというような仕組みはどう担保できるのかなと。

○原委員 そこは、まとめようと努力されていることを多としながら、ひっくり返してしまうことを言うかもしれないですけれども。

○根岸室長 多とされていないということ。

○原委員 それをしないように言いたいと思ったのですけれども、一方で、今回の案2は、業種という切り口でなくて、技術とか技能という切り口で整理をしましょうと。先ほどの一つ目の○のところでも明確にしているように、従来の技術・人文知識とか技能という枠の範囲内であくまでもやりますと。ただ、それはこれまでの技術だったり人文知識だったり、業種単位でどういう人文知識が必要なのですかなどということも全部やっていないのと同様に、インバウンド対応とかクールジャパン対応という観点で必要な知識・技能のある人、これを特区の単位で実施計画とかを認定した上で、その人たちについては通常よりもより柔軟に在留資格を与えるようにしましょうという仕組み、枠組みだと思っています。

だから、試験のところについて、業種的な発想でその分野全部明確にするとと言われても、そこは求めている技能体系とか技術体系の問題なのだと思いますというのが私の理解なのです。それは同じでしょう。人文知識だって、家電業界に行くために必要な人文知識とかそんなこ

とは言っていないですね。

○根岸室長 まさにその辺で、「技術・人文知識・国際業務」でよく問題になる専門性との兼ね合いみたいなもので、大学において、そこは直接の専門性との兼ね合いを見ていないですね。専門学校では見えています。

私がずっと話をしていたのは、ある程度その分野の知識・技術があるということを見るような基準を別の試験なり資格を作られる、あるいは使われるということなのだろうと思ってお話をしていたのですけれども、今原先生がおっしゃるように、よりもうちょっと広い範囲のものということであれば、この仕事をやる上では大卒相当の知識があるとか技術があるというのではなくて、本当に大学に代わり得る、大学の教育というのは専門性はあるけれども、かなり汎用性のあるもので、広いものだという前提のもとに、何学部とか何学科というところにそんなに着目せず、理系か文系かすら着目せずに、それは広く認めているわけですが、そのような広い知識みたいなものを計る試験を想定されているということなのですか。

○原委員 それはごく横断的なそういった試験があるのかもしれないし、ある程度分野を絞った形でのインバウンド対応についての必要な技能は、必要とされる場面によって全然違って来るわけですね。

だから、その場面に応じたような試験構成はもちろんあるのでしょうし、大学の何とか学部みたいに、およそそれを修めたら全てに適用されます、ではない試験も当然含み得ると思っています。

○根岸室長 色々あり得るということですね。

○原委員 はい。そのときに、全部業種単位で確定しろという話ではないのではないですか。

○根岸室長 心配していますのは、我々、これで飲みますなんて言っていないけれども、仮に本当にこれでやろうとすると、当然ながら一体何をやろうとしているのだという話になって、何を置き換えるのですか。色々あり得ますよとは言えないわけなので、具体的にこういうのをやっています、本当にできていないので、この詳細はこれからですが、こういうことを想定していますとやはり言えなければいけなくて、そんなことをやろうとして、分かりやすい、飲みそうな説明をしておいて後で実際は違うことをやるのではないかと、私たちが今まで疑って色々申し上げるようなことを逆に我々が言われたときに答えられないと、飲めないという話になると思うのです。

○原委員 例示というのはあるのですか。

○根岸室長 もちろん、あらゆるものを全て今の時点で決め切るのは無理なのは分かっているのですけれども、ある程度例示があれば、普通はこれこれその他のと言ったら大体これに類するものですよ。その先は、書き切っていないところがあるとしても、狭まっていくのですよねということであればいいと思うのです。いくつか出しましたけれども、あとは、無限に広がりかねないということになれば、例示ということはあるのではな

いかなと思います。

○原委員 かなり広がると思います。

○根岸室長 そういう思いをひしひしと感ずるので、ちょっと心配でもあるということなのです。

○原委員 そこからうまくまとめてほしいのです。

○根岸室長 中々それは難しいところではありますね。その部分が、多分最後の〇のところ、議論が今つながってしまったようなものだと思いますけれども、結局どこがその特例の対象に実質的になり得るのが分からない状態なので、どこの省庁の合意が必要なのかということすら、今の状態だと分からないような形になっている。

○原委員 繰り返しですけれども、これは人文知識だって別に求められるのでしょう。全ての業種で人文知識に関して求めているのと同様に、こちらの案は、技術とか技能という切り口で切っているわけですから、それが対応できるような人材です。

ただ、とは言っても、この分野で出てくる業種は大体これまで議論してきたようなところが相当程度明確になっていると思いますから、これまで出てこられたところは、観光庁と経済産業省と厚生労働省と農林水産省と警察庁ぐらいではないですか。そこは別に、話をしたらよろしいので。

○根岸室長 今回の想定としては、例えば、美容とか警備というのは、案2でやっても何らかの基準を作ることによって、案2で受入れが可能だと考えて作っていらっしゃるという理解でいいのですか。

○原委員 例えば、美容に関して言えば、前からやっている議論のような外国人美容師全体を一般に入れますとか、そういう在留資格の枠を作るという議論は今回するつもりはない、しませんということですね。

一方で、これまでもガイドラインの議論とかをする中で出てきたように、美容についての技術を習得した外国人材について、例えば、商品企画をするのだったら、あの在留資格は「技術」になるのでしたっけ、それとかで認められるというのがありますね。

○根岸室長 「技術・人文知識・国際業務」です。理系も文系も一緒になっています。

○原委員 それと同じような形で、その延長上でインバウンド対応、クールジャパン対応ということで、その技術についてより柔軟に認められる、その延長上のことはあるのでしょうかと思っています。単に美容師が入ってきますとか、いつも厚生労働省が御懸念されるような話ではないということだと思っています。

○根岸室長 美容と言えば広いですけれども、美容師については、今回は2で行くとすれば対象にしていない。

○原委員 そういうことではないと思います。これまでも別に美容師の資格を持っている人が。

○根岸室長 資格を持っていることはもちろん重要なので、それはいいのですけれども。

○原委員 資格を持っているかどうかとか、そういう切り口ではなくて、繰り返しですけ

れども、技術とか人文知識という範囲でこれまで認められてきている。それがクールジャパンとかインバウンド対応ということで、より基準を拡張して、拡張と言うとあまりよろしくないのだったら、緩和によってより柔軟に入れられるような仕組みを作りましょうというのが今回の枠組みだと思っているので、その中で美容の分野の技術とか知識を持っている人が入ると言うことは当然あり得るでしょう。警備に関しても当然あり得るでしょう。警備会社だってこれまで人文知識や技術で入っている人がいるわけですから。そういうことだと思っています。

○根岸室長 その基準を策定するときには、業所管は関わらないということですか。

○原委員 それは当然そうでしょうね。これは政令でやるのですね。

○塩見参事官 政令で基準を決めます。

○根岸室長 政令はすごく大きなものを今年から定めている。

○塩見参事官 政令の協議は、当然。

○根岸室長 それはクールジャパン・インバウンドに関してはとだけ書いてある政令ということですね。

○塩見参事官 個別に書かないという案であれば、そういうことです。

○原委員 それは当然ながら政令の議論をする中で、どこまでを政令で書き切って、省令とか告示でどう書くのかということは、政令だから全省庁ですけれども、その中でも特に関係する省庁とは先に議論しながら決めていくのでしょうかというの、当然のプロセスとしてそうだろうと思っています。

○根岸室長 ちょっとまだ心配はしておりますが。

○塩見参事官 今も「技術・人文知識・国際業務」で入れるときに、全てのものについて関係省庁とどこまで膝詰めで調整した上でやっているかということにも関わると思うのです。

○根岸室長 何らかの特例みたいなことをやるときには、相当やっています。関係省庁を抜きにしてやっているようなもの。

○塩見参事官 元々の基準との関係では、そこまではやられないわけですね。

○根岸室長 元々の基準については、要するに一般的な方、大卒、経験10年とかをやっています。ただ、その基準がすごく特定の分野について定めるような基準、例えば、「医療」という在留資格があります。在留資格上は医療関係の国家資格を持っている人がやるような活動ですので、そうすると、まさに厚生労働省そのものの分野なのです。その基準をどうするかというところは、相当厚生労働省の意見を聞いて作っていく。

○原委員 私も業種で全部決め切らないと進めませんよみたいな話をされると、そういう切り口ではないのですという話をするのですけれども、一方で、とは言え、これまでの議論の中でも相当程度こういう分野なのではないかということも明らかになっていると思っていますから、関係省庁との調整をやりましたと、私が言うよりも事務局で、勝手にやりますと私が言うってしまうのもあれかもしれないけれども、でも、それは当然されるわけだし

よう。

○塩見参事官 それはまさにこのワーキンググループヒアリングの場でまた関係省庁にもお越しいただいて議論するということになると思います。

○根岸室長 そこは事務的な調整があまりない。トップがあまり理解していませんが。

○原委員 大丈夫です。何を心配されているのですか。

○根岸室長 このワーキンググループヒアリングでやりますからという、事務局の回答がそれだと、ワーキンググループヒアリングでやるときは、言わば何がどうなっているか分からないまま呼ばれてきて、はい、説明をお願いしますと言われるのが多くて、関係省庁との調整がほとんどできないのがあるものですから、ちょっと心配をしているわけです。

○原委員 分かりました。

では、長時間取ってちゃんと綿密にやりましょう。

○根岸室長 もちろん関係省庁とは、ここでお会いしたりして話をする場面はあるのですが、今、話がこういうふうになってきて、もう自分たちは関係ないのだと思っているとところなども当然あるような状況なので、それが本当に調整をするおつもりかと言うと、そこはちょっと疑問だなと思っていたので、そこは率直に申し上げたということです。

○原委員 だけれども、法律の枠組みのところでは別にもうこれ以上そんなに調整することはないという理解でよろしいですか。

○根岸室長 結局、その下への落とし方も含めて、落とした後が結局、どこでもしっかり定まらないのであれば、やはり法律のところで絞っておかなければいけないでしょうし、法律を作るからには、これで何をやろうとしているのかということとはきちんと説明できないといけないので、クリアしておかないと、条文だけはオーケーですというわけにはいかないと思っています。

その辺の広がりとか影響がどうなるのかということも含めて、関係者とも調整をしないといけないので、やはりある程度下ろすというか、投げるみたいな部分が多くなると、今後の色々な議論に影響も大きいので、そういう影響も含めて関係者と調整をしないと、今の御説明で、「はい、分かりました」とは言えないので、改めて。

○原委員 関係省との協議をどのタイミングでどうするのかは、ちょっと事務局で検討してみてください。

○塩見参事官 分かりました。

○原委員 何もやりとりをせずに、ともかくこれで作りましょうなどと言って機能しなくなっても困ってしまいますので、それはちゃんと議論しながらやっていったらいいと思います。

○塩見参事官 法案を提出した後に何を想定しているのかという説明ができなければいけないという観点での御指摘であれば、そこはどういう言い方をするかということを考えて、各省との調整をすればいいと思いますけれども、政令の決め方まで今ここで全部フィックスしないと議論ができないということでもないと思います。

○根岸室長 ただ想定をポンと作りましょうと言っているわけではないのですけれども、

もちろんそういうことも言えなければ困ります。とりあえず分かりました。

○原委員 根岸室長にしっかりとまとめていただかないといけないので、しっかりやりましょう。

○根岸室長 この後はどうしたらいいですか。

○原委員 どうしますか。

○塩見参事官 今の議論も踏まえて、改めてまた回答をさせていただくということでしょうか。

○根岸室長 それまで、それなりに相談は進めておきます。

○原委員 では、ありがとうございます。よろしくお願いします。